

# 欧州におけるソーシャルタクソミーを めぐる議論

—ソーシャルバンクからの論点提起を中心に—

リサーチ&ソリューション第1部長 重頭ユカリ

## 〔要 旨〕

欧州では、サステナブルファイナンス行動計画に基づき、何が持続可能な経済活動なのかを分類するためのタクソミーを、環境分野だけでなく社会的な分野にも拡張することを目指している。しかし、環境タクソミーは科学的な基準に基づくことができるが、ソーシャルタクソミーはそうすることができないという難しさがある。

本稿では、欧州委員会の諮問機関であるサステナブルファイナンス・プラットフォームが刊行したソーシャルタクソミーに関する最終報告書でどのような分類方法が提案されているか、それに対して欧州のソーシャルバンクがどのような論点を提起しているかを紹介する。ソーシャルバンクは、投融資する対象を限定したうえで、個別の投融資案件の情報や投融資のインパクトについて公表するなど、サステナブルファイナンス行動計画で目指す方向性を先取りしていると考えられるからである。

欧州の社会情勢もあり、ソーシャルタクソミーに残された課題がクリアされるかは今後の推移を見守る必要がある。欧州では、社会的な課題への対応に資金を振り向けるという目的を達成するために、社会的な課題の解決に資する取組みを行う組織に対する直接的な振興策もとられており、その成果にも注目していきたい。

## 目 次

はじめに

### 1 EUのソーシャルタクソミー

- (1) ソーシャルタクソミーの概要
- (2) 策定の目的
- (3) 分類の進め方
- (4) 社会的目標 (Social Objective) の設定
- (5) 社会的目標の充足を判断するステップ

### 2 欧州のソーシャルバンクの取組み

- (1) 設立状況

(2) ソーシャルバンクの共通点

(3) ソーシャルバンクの事例  
—バンカエチカ—

### 3 ソーシャルバンクからソーシャルタクソミー への論点提起

- (1) ソーシャルタクソミーをめぐる動き
- (2) ソーシャルバンクからの論点提起

おわりに

## はじめに

欧州委員会は2018年3月にサステナブルファイナンス行動計画を公表した。これはEU27か国全体でサステナブルな投資を促進することを目的とする政策目標で、50年までにEUがカーボンニュートラルとなることを目指す「欧州グリーンディール」の目標にも沿うものである。

行動計画では、何が持続可能な活動かを分類するシステムである「タクソノミー」を開発・導入するとしており、20年7月にタクソノミー規則が施行された。当初の対象は環境活動および環境目標のみであったが、欧州委員会はさらにタクソノミーの範囲を社会的目標に拡大しようとしている。

本稿では、社会的に持続可能な経済活動を分類する「ソーシャルタクソノミー」に関する最終報告書をもとに、その概要を紹介する。そして、70年代頃から環境や社会面に着目して投融資を行ってきたソーシャルバンクからの論点提起に焦点をあて、持続可能な社会の構築に向けた取組みについて検討してみたい。

## 1 EUのソーシャルタクソノミー

### (1) ソーシャルタクソノミーの概要

EUタクソノミー規則第20条に基づいて、欧州委員会に対してサステナブルファイナンス政策やタクソノミーに関する助言等を行うための常設専門家グループ「サステナ

ブルファイナンス・プラットフォーム」(Platform on Sustainable Finance、以下PSFという)が20年10月に設立された。欧州委員会は、PSFにタクソノミーを社会的な目標にまで拡大する作業を行うように求め、この作業に特化した「サブグループ4」を設置した。21年7月にサブグループ4は、初期見解と提言をまとめたソーシャルタクソノミーの草案を公表し、パブリックコメントを募集した。集まった268件の意見や提案も踏まえて、PSFは22年2月に最終報告書を公表した。

なお、最終報告書の冒頭に述べられているとおり、最終報告書はPSFの提言をまとめたものである。後述する社会的目標についても、欧州委員会が最終的に採択するEUのソーシャルタクソノミーの目標になるとは限らない。正式なタクソノミー策定に至るには、欧州委員会が最終報告書における提言の内容を検討したうえで、欧州議会と理事会による採択に向けて正式な提案を作成するという手順を踏む。

### (2) 策定の目的

なぜソーシャルタクソノミーを策定する必要があるのか。最終報告書によれば、ソーシャルタクソノミーの目的は、①人権を尊重しつつ行う活動に資本の流れ(capital flows)を向け直すこと、②特に不利な状況にある人々の生活・労働環境を改善する投資への資本の流れを支援することである。

社会的な問題に対応するための資金はこれまでも不足していたものの、どちらかと

いうと環境問題への対応が優先されていた。しかしその流れがコロナ禍で変化した。オルシューカ（2022）は、「資金使途を新型コロナウイルス感染症の世界的大流行（パンデミック）の社会経済的な影響の緩和に限定した、いわゆるコロナ債が大量に発行された結果、多くの資本市場参加者は社会的な問題を重要な課題として認識するようになった」（12頁）と述べている。

しかし、民間の資金を社会的な問題に向け直すにあたっては課題がある。Hilbrich（2021）は、「ソーシャルファイナンス市場のさらなる発展への主な課題の一つは、その不透明な概念基盤である。ソーシャルファイナンスとは何か、また『社会的』として販売される金融商品に適用される統一のかつ拘束力のある基準は何かについて、広く共有された合理的かつ具体的な理解は存在しない」（P.9）とする。共通の定義がないことは、「社会的」な金融商品と名乗っているが、実際には社会的なプロジェクトに投融資を行わない「ソーシャルウォッシング」を引き起こす可能性がある。ソーシャルウォッシングの懸念がある商品避けようと、投資家が「社会的」な金融商品が投融資するプロジェクトの選択に適用される基準を把握したり、比較したりするためにリソースを割くと、取引コストが増大する。Hilbrichは、「取引コストの増加は、他の商品と比較してソーシャルファイナンス商品の財務的リターンを低下させ、それにより市場規模を縮小させる可能性がある」（P.16）と指摘している。

ソーシャルタクソミーの策定により、投資家と金融商品の提供者の双方が参照できる定義が確立すれば、上記のような問題が解消すると期待されているのである。

### （3） 分類の進め方

PSFは、既に導入された環境的に持続可能な活動を分類するタクソミー（以下、環境タクソミーという）とソーシャルタクソミーに関して、2つの主な違いを検討した。

1つは、ほとんどの経済活動は環境に有害な影響を与えるが、雇用の創出や納税、社会的に有益な財やサービスの生産など、社会的には有用だということである。そのためソーシャルタクソミーでは、このような固有の便益と、付加的な社会的便益とを区別しなければならない。例えば、医薬品の製造は製薬会社の事業の一部であり実質的な社会貢献とはみなされないが、製薬会社が特定のグループの人々のためにある医薬品の入手しやすさや購入しやすさを改善する場合、これは付加的な社会的便益としてみなされる可能性がある。

2つ目は、環境的な目標や基準は科学に基づくことができるが、社会的目標はそうはいかないことである。

これらの違いを念頭に置きつつも、ソーシャルタクソミーの構造として環境タクソミーと同様の構造を採用することをPSFは提案している。それは、環境と社会の2つのトピックスについてデータ提供を義務付けられる企業が、全く異なる2つの

やり方で作業しなければならない負担を避けるためである。環境タクソミーがEU内外でかなり認知されているため、ソーシャルタクソミーの構造もそれに沿ったものにするのが好ましいと考えられた。

環境タクソミーと同様の構造とは、以下のステップを踏むことを指す。まず①目標を設定し、②これらの目標を達成するための実質的な貢献を設定する。そして、③ある目標の達成に貢献しても他の目標に悪影響を与えることがないよう、重大な損害を与えない（Do Not Significant Harm）基準を策定したうえで、④最低限の保護措置を設定する。

以下では、特に①と②のステップについて詳しくみてみたい。

#### (4) 社会的目標 (Social Objective) の設定

1つ目のステップは、社会的目標として何を設定するかである。前述のとおり環境タクソミーは、自然科学とパリ協定のような国際的な枠組みを基礎にしているが、ソーシャルタクソミーは科学に基づくことはできない。その代わりに、国際的に合意された規範や原則を基礎とすることが推奨されている。

具体的に挙げられたのは以下のものである。世界人権宣言／経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約／市民的および政治的権利に関する国際規約／労働における基本的原則および権利に関するILO宣言／多国籍企業および社会政策に関する原

則の三者宣言／欧州人権条約／欧州社会憲章／EU基本権憲章／欧州社会権の柱／SDGs／ビジネスと人権に関する指導原則／国連グローバルコンパクト／OECD多国籍企業行動指針。

上記の文書がカバーしているトピックスをPSFが整理し、そのステークホルダーグループをリンクさせたものが第1表である。

ステークホルダーグループへのトピックスの割当てに基づいて、導き出された社会的目標は、①ディーセント・ワーク（バリューチェーンの労働者を含む）、②エンドユーザーの十分な生活水準とウェルビーイング、③包摂的で持続可能なコミュニティと社会の3つである。

1つ目の「ディーセント・ワーク」とは、99年のILO総会に提出された、当時のソマビア事務局長の報告書のなかで初めて用いられた言葉であり、「働きがいのある人間らしい仕事、より具体的には自由、公平、安全と人間としての尊厳を条件とした、全て

第1表 国際的な規範や原則がカバーするトピックスとステークホルダーグループ

文書内のトピックス	ステークホルダーグループ
労働権と労働条件	労働者
社会的保護と包摂	労働者、コミュニティと社会
偏見を持たずに人を扱う公正さ (non-discrimination)	労働者、コミュニティと社会
健康管理、住居、教育 (職業訓練を含む)、食料への権利	エンドユーザー、コミュニティと社会
失業、自営業、高齢時の支援	労働者
データ保護を含む消費者保護	エンドユーザー
平和で包摂的な社会	コミュニティと社会
汚職と脱税の撲滅	社会

資料 Platform on Sustainable Finance (2022) P.33  
 (注) 和訳は筆者。

の人のための生産的な仕事」を指すとされている（注1）。ILOのディーセント・ワーク・アジェンダは、仕事の創出、社会的保護の拡充、社会対話の推進、仕事における権利の保障という4つの戦略目標を置いている。なお、協同組合はディーセント・ワークの創出に寄与するとみなされており、ILOは協同組合の促進に関する勧告を採択している。ソーシャルタクソノミーにおいては、ディーセント・ワークの対象者は製品やサービスを提供する事業体の労働者だけではなく、製品やサービスの構想から最終的な使用までのライフサイクル全般、つまりバリューチェーン全体の労働者を含めるとしている。

2つ目の「エンドユーザーの十分な生活水準とウェルビーイング」は、健康や安全性を高める、ないしは人間の基礎的なニーズを充たす手助けをする可能性のある商品やサービスの実際の消費者としての人間の役割に焦点をあてている。厚生労働省の資料（注2）によれば、ウェルビーイングとは「個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念」である。サブ目標は、消費者保護と、健康、食料、住居、教育を受ける権利など、経済的・社会的権利の実現に関連する側面に重点を置く。

3つ目の「包摂的で持続可能なコミュニティと社会」は、コミュニティや、より広い社会への経済活動の影響に注意を払うことにより、人権を尊重することを強調する。ネガティブな影響を回避し対処することや

特定のターゲットグループが基本的な経済インフラを利用できるようにすることなどを含むため、先住民の権利を守ることや社会的弱者が経済インフラにアクセスできるようにすることなどを含む。

3つの社会的目標はそれぞれ大きなテーマであるため、第2表に示すように、各目標の下にリストアップされたサブ目標を見る方がイメージをつかみやすいように感じられる。最終報告書ではサブ目標は文章中で提示されているが、この第2表では文章中太字で示された部分を中心に短く紹介している点に留意されたい。また、それぞれのリスト案は「非網羅的（non-exhaustive）」であるとされ、報告書で示した内容がサブ目標のすべてではないことも重要である。

（注1）ILOウェブサイト <https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/decent-work/lang-ja/index.htm>（2023年10月3日最終アクセス）

（注2）厚生労働省「雇用政策研究会報告書 概要（案）」<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000467968.pdf>（2023年10月3日最終アクセス）

## （5） 社会的目標の充足を判断する ステップ

第2のステップである、上記の目標を達成するために実質的に貢献する方法としては、以下の3つのタイプが示されている。

第一の「悪影響を回避し対処する活動」は、人権・労働権侵害のリスクが高いセクターや、EU市民が域内のどこにいても人間らしく生きる権利を守るための「欧州社会権の柱」の目的に貢献する可能性が低いセクターをターゲットとしている。報告書の

第2表 3つの社会的目標のサブ目標の非網羅的リスト案

ディーセントワーク	ディーセントワークの推進	社会的対話を強化し、賃金・労働条件設定のための団体交渉を促進
		労働者とその家族に適正な生活を保証する生活賃金の支払い
		正式な労働関係
		安全衛生の提供
		生涯学習、雇用創出等のための広範なプログラム実施
		社会的保護の提供(厚生年金や育児制度のような職業福祉を含む)
		強制労働と労働搾取をなくすための即時的・効果的対策(特に移民向け)
		児童労働に対する即時的・効果的な対策
	職場における平等と偏見を持たずに人を扱う公正さ(non-discrimination)の推進	女性の雇用機会を均等にする
		直接・間接を問わず女性のための雇用を創出
経営陣と一般労働者の給与格差が過大にならないようにする		
農家の生活収入を確保する		
上記のサブ目標分野を含むリスクベースのデューディリジェンス実施により、バリューチェーンにおいて影響を受ける労働者の人権および労働者の権利の尊重を確保する		
エンドユーザーの十分な生活水準とウェルビーイング	健康的で安全な製品とサービスを確保する	
	耐久性があり修理が可能な製品を設計する	
	個人データおよびプライバシーを保護する	
	責任あるマーケティング活動を行う	
	介護サービスを含む質の高い健康管理製品やサービスへのアクセスを確保する	
	健康的で栄養価の高い良質な食品へのアクセスを改善する	
	良質な飲料水へのアクセスを改善する	
	良質な住宅へのアクセスを改善する	
教育と生涯学習へのアクセスを改善する		
包摂的で持続可能なコミュニティと社会	平等と包摂的な成長を促進	交通、電気通信(インターネットを含む)、金融サービス、電力などの基本的な経済インフラへのアクセスを改善する
		子どものケアと支援
		障がい者の包摂
		特に公正でグリーンかつデジタルな移行の一環として、労働者の確保と再教育などを通じて、適正な雇用を創出・維持する
		地元労働者を雇用し、地元サプライヤーを支援する
	持続可能な暮らしと土地の権利への支援	ジェンダー平等の推進
		意思決定プロセスがコミュニティ・レベルに分散された、コミュニティ主導の開発を推進
		事業活動によって影響を受けるコミュニティへの悪影響を回避し、対処する
	リスクベースのデューディリジェンス実施により、影響を受ける地域社会の人権の尊重を確保	事業活動によって影響を受けるコミュニティ(先住民)との意味のある協議の実施
		先住民グループが影響を受ける場合、「自由意思に基づく、事前の、十分な情報に基づく同意」プロセスを実施する。人権擁護者や市民空間の保護を含め、集会や表現の自由を支援する。

資料 Platform on Sustainable Finance(2022)  
 (注) 資料P.35~38の主に太字部分を抜粋して筆者作成。

後半では、そのようなセクターの特定方法についても言及されている。そうしたセクターに属する企業が積極的に経済活動に伴う人権への悪影響を回避・対処しようとするれば、労働者、消費者、地域社会の生活を改善することができる可能性がある。

第二の「経済活動に内在するプラスの影響を強化する活動」は、「エンドユーザーの十分な生活水準とウェルビーイング」と「包摂的で持続可能なコミュニティと社会」の2つの社会的目標に適用される。特に、人間の基礎的ニーズと関連する、住宅、健康管理、交通、通信といった経済活動が言及されている。しかし、先に製薬会社の例でみたとおり、その事業を行っているだけでは社会的とはみなされず、こうしたニーズを充たすことが困難と思われる状況やグループを対象にしたものでなければならない。

第三は、「上述のような活動を可能にする経済活動 (enabling activities)」である。例えば、社会的責任監査 (social audit) (注3) は、企業の自社内あるいはサプライチェーン上の取引先における労務・人権・環境等に関する対応を対象として、監査・評価を行うものであるが、第一の悪影響を回避し対処する活動に貢献するものとみなされる。そのように、第一、第二の活動を可能にする経済活動もまた、実質的な貢献とみなすことが提案されている。

上記3つのタイプのうちどの貢献方法に該当するかを特定し、3つ目以降のステップに進む。紙幅の都合があるため、ステップ③、④は概略のみ示す。ステップ③では、

ある目標の達成に貢献しても他の目標に悪影響を与えていないかをチェックする。例えば、サービスが不足している地域でブロードバンドを普及する経済活動は、包摂的で持続可能なコミュニティと社会に関する目標には貢献するが、それを構築する労働者の権利が阻害されているとしたら、持続可能な活動とみなすことはできない。判定基準は、どのような経済活動を行うかによって変わるものであり、さらに詳しく検討することが必要だとされている。

ステップ④は最低限の保護措置で、これは経済活動にリンクするものではなく、経済主体に関連するものである。経済主体のコーポレートガバナンスもここに含まれ、コーポレートガバナンスにおいて持続可能性の側面を強化することや、コーポレートガバナンス自体を強化することについて言及されている。後で詳しく述べるのとおり、ソーシャルタクソノミーについて欧州のソーシャルバンクは多くの課題を指摘しているが、分類においてコーポレートガバナンスを考慮していることについては評価している。

加えて、最終報告書では社会的に有害な活動について、国際的に合意された条約やある活動が社会に及ぼす有害な影響に関する調査を参照しつつ、特定することを検討している。

前述のとおり、最終報告書はPSFの提言をまとめたものであり、ソーシャルタクソノミーとして確定されたものではない。環境タクソノミーとソーシャルタクソノミー

の間でどのように整合性をとるか、実質的貢献や他の目標に悪影響を与えない基準を定めることなどが今後の検討課題として挙げられている。

(注3) 社会的責任監査の内容については、IDEAS FOR GOODのウェブサイト <https://ideasforgood.jp/glossary/social-audit/> (2023年10月3日最終アクセス) を参考にした。

## 2 欧州のソーシャルバンクの取組み

上述のようなソーシャルタクソノミーに対して、欧州のソーシャルバンクはどのような見方をしているのだろうか。筆者がここでソーシャルバンクの目線からみたタクソノミーの評価を取り上げるのは、ソーシャルバンクの取組みがサステナブルファイナンス行動計画で目指す方向性を先取りしていると考えからである。具体的には、ソーシャルバンクは投融資する対象を限定し、投融資案件の情報を開示し、投融資のインパクトについても公表してきたことを念頭に置いている。

この節では、こうしたソーシャルバンクの取組みについて、FEBEA (European Federation of Ethical and Alternative Banks and Financiers: 倫理的でオルタナティブな銀行・金融業者の欧州連盟) から刊行されたレポート「欧州における倫理的金融」(注4) (以下、FEBEAのレポートと呼ぶ) を参照しつつ、簡単に紹介してみたい。

(注4) 参考文献リストのBiggeri, U., M.Meggiolaro, & D.Sorrosal, (2022) を指す。

### (1) 設立状況

金融面でのリターンとともに社会面、環境面、倫理面でのリターンを追求するソーシャルバンクは、欧州では70年代から存在していた。GLS銀行(独)、トリオドス銀行(蘭)などシュタイナー思想に触発されて設立されたもの、ウムヴェルトバンク(独)など環境問題への対応に重きを置いて設立されたもの、バンカエチカ(伊)、La NEF(仏)など社会的、協同組合的な発想から設立されたものなど、経緯は様々である。FEBEAのレポートでは現在30ほどあるとされ、それらの多くは、FEBEAのほか、GABV (Global Alliance for Banking on Values: 価値を大切にす銀行のグローバルアライアンス)、INAISE (International Association of Investors in the Social Economy: 社会的経済における投資家の国際協会) というネットワーク組織に加入している(注5)。

なお、FEBEAのレポートでは、これらの銀行をEthical and Value-Based Banks (倫理的で価値を大切にす銀行) と呼んでいるが、日本ではある程度ソーシャルバンクという呼び方が知られているとみられることから、本稿ではソーシャルバンクと呼ぶこととする。

(注5) FEBEA、INAISEについては、重頭(2010)で紹介しているが、加盟するメンバー銀行には入れ替わりがある。

### (2) ソーシャルバンクの共通点

先にも述べたとおり、ソーシャルバンクは、金融面でのリターンとともに社会面、

環境面、倫理面でのリターンを追求する金融機関である。

同レポートは、ソーシャルバンクの共通点として、「国際協力、環境保護、文化、芸術、社会的統合のための信用供与手段として資金を活用しようと日々努力している。ほぼすべての銀行が融資内容を開示し、顧客には、自らの預貯金で支援することを意図する分野や特定のプロジェクトを選択する機会を与えている」(P.6) 点を挙げている。

融資の対象とする分野については、上述のように注力する分野を具体的に挙げつつ、融資を行わない分野を明示していることが多い。トリオドス銀行の場合は、持続不可能な製品やサービス、持続不可能な作業プロセスへの融資は行わないと決めている。持続不可能な製品やサービスには、武器、タバコ、ポルノ、毛皮、環境に有害な物質の製造や取引に関わるすべての企業、ギャンブル業界が含まれる。また、持続不可能な作業プロセスには、動物実験や非人道的な農法、汚職や独裁政権への支持、労働基本権の侵害などが含まれている。先のPSFの最終報告書では、社会的に有害な活動を今後検討することが提案されていたが、ソーシャルバンクでは持続不可能とみなす分野を特定し、融資の対象外とすることが一般的である。

以下では、ソーシャルバンクの実際の運営状況を理解するため、1つの例としてイタリアのバンカエチカについて少し詳しく紹介してみたい。

### (3) ソーシャルバンクの事例

#### —バンカエチカ—

バンカエチカ（日本語に訳すと倫理銀行）の起源は、組合員から資金を集め社会的なプロジェクトを提案する人や組織に対する融資を行う金融協同組合である。イタリアでは91年に社会的協同組合が法的に認可され社会的なプロジェクトを振興する活動は活発化したが、90年代初めに金融規制が厳しくなったため、金融協同組合の活動は徐々に停滞した。そこで、94年に社会的協同組合の全国団体、アソシエーション、NGOなど20を超える非営利組織が集まって、自分達のための銀行を作ることを目的としてアソシエーションを設立し、銀行の設立に必要な資本を調達するためのキャンペーンを開始した。数年にわたるキャンペーンを経て、バンカエチカは99年3月からイタリアの協同組合形式の1つである庶民銀行（注6）として業務を開始した。

バンカエチカでは、与信方針において、積極的に融資を行う分野として、以下のものを挙げている。福祉、エネルギー効率と再生可能エネルギー源、環境、有機農業、国際協力、社会文化活動（教育・文化・インクルーシブスポーツ、青少年センターなど）、フェアトレード、社会的で責任ある企業、個人ローン（初めての住宅や交通手段など初期の金融ニーズを満たすもの）である。

他方、融資の対象から除外する分野としては、以下のものを挙げている。武器の製造・販売、環境への悪影響が明らかな活動、

人間や環境にとってリスクとなるエネルギー源や技術の使用と開発、児童労働の搾取、集約的な家畜の飼育、脆弱あるいは保護されていない人や動物に対して行われる実験を含む科学的研究、マイノリティとすべてのカテゴリーの人の排除ないしは周辺化、人権を尊重しないことが知られている政権との直接的な関係、性の商品化、ギャンブルである。

バンカエチカは、融資の申込みをしてきた全ての組織に対して、一般の銀行が行うような経済的な側面に注目した審査だけでなく、社会面、環境面についての評価も実施している。社会・環境評価を行う目的は、①顧客の社会的・環境的責任およびバンカエチカが推進する価値観に関する知識と同意の度合いを評価すること、②倫理的な金融および市民の経済学の価値観に反する行動を顧客がとることによって生じる評判へのリスクを回避すること、③バンカエチカとの関係を構築する組織における、社会的・環境的責任の文化を促進し強化すること、④組合員を巻き込みメンバーシップを強化することである。つまり、バンカエチカが追求する価値観を、顧客にも共有し実行してもらうことを求めている。そして、④に挙げられているとおり、社会・環境評価には組合員が関わるのだが、この点については他のソーシャルバンクと異なるバンカエチカの特徴であるとみられる。

社会・環境評価のために、同行は顧客に対して社会・環境アンケートを行っている。内容は、ガバナンスや機会均等、環境保護、

労働安全衛生等に関するもので、数値を記入したり選択肢を回答したりする。18年からは、バンカエチカの支店、顧客、後述の社会的評価者をつなぐインターネットベースのクレジットプラットフォームが構築され、プラットフォーム上で情報のやりとりが可能になっている。アンケートから得られた情報の質を保証するため、組合員からのボランティアである社会的評価者が中心となってこれを検証する作業を行う。

バンカエチカのウェブサイトによれば(注7)、社会的評価者になるには、少なくとも1年間はバンカエチカの組合員であり、地元で積極的に活動し、人間関係や社会的なスキル、時間的な余裕があることが求められる。そして、一定の研修を受け認定を受ける必要がある。社会的評価者は、融資を申し込んだ顧客を訪問して面談を行い、社会・環境アンケートのなかで関連する部分について調査し、顧客から提供された書類を分析し、社会・環境アンケート以外からもその組織に関する情報を得たうえで、評価の結果を分析レポートとしてとりまとめる。彼らの社会・環境評価の結果と、銀行側が行った経済的な審査の結果が相反する場合は、審議委員の判断に委ねられる。

21年に融資を決定した941件のうち、94.7%に対して社会・環境評価が実施されている。評価を実施しなかった案件の多くは、過去にすでに評価を受けた組織であったためであり、評価を全く行わずに融資を承認した2%未満の案件は緊急性が高かったためだとされている。

ほかのソーシャルバンクと同様、同行は個人を除く融資先の情報を公表している(注8)。同行のウェブサイト(注9)では、融資を受けた組織名、融資の日付、融資額、融資の種類を見ることができる。同行では、20年以降、社会・環境評価の分析結果をインパクトレポートとして公表しており、イタリア語の全体版に加え、英語の概要版も入手できるようになっている(注10)。インパクトレポートによれば、21年末の同行の貸出残高は11億8,420万ユーロで、21年中の新規貸出は3億4,480万ユーロであった。新規貸出の資金使途としては、住宅への権利(25.2%)、社会的サービス(24.9%)、気候変動への対抗(13.9%)、循環型経済と環境保護(12.7%)、不利な条件にある人の雇用(10.8%)、移民の受入れ(10.1%)が多い。21年にバンカエチカが供与したローンによって、5,911の新規雇用創出、3,026回の文化的なイベント(参加者43万人)、教育・研修プログラムへの参加者8,807人、有機栽培の耕地面積15,782ヘクタール、82,000トンのCO<sub>2</sub>の排出量削減、4,307人の移民を歓迎などのインパクトがあったと記されている。

前述のFEBEAのレポートによれば、レポートの刊行時点ではイタリアにおいて投融资によって発生したCO<sub>2</sub>排出量を公表しているのはバンカエチカだけであった。また、ソーシャルバンクのなかでは、トリオドス銀行、ウムヴェルトバンク、ABS(スイス)、エコロジー・ビルディング・ソサエティ(英)、エコバンケン(スウェーデン)、メルクール(デンマーク)も詳細な報告書

を出していた。

以上のことから、EUにおいて現在進められている金融機関の投融资の環境的、社会的な影響を測定し、開示する取組みはソーシャルバンクでは既に行われており、さらに個別の融資先情報の開示までもが行われていることが分かる。投融资先情報の開示により透明性が確保されていることで、自分の預けたお金の行方を知りたい、環境や社会に悪影響を及ぼす取組みに自分の資金が使われたくないとする顧客を引き付けている。実際、バンカエチカでは、11年から21年の間に預金残高が年平均14.2%増加したが、これは同期間中のイタリアの銀行全体の増加率(5%)を大きく上回るものであった(注11)。

(注6) イタリアでは一般にBCCと呼ばれる協同組合銀行は地区の限定があるが、庶民銀行には地区の制限がなく全国で業務を行うことが可能である。

(注7) バンカエチカのウェブサイト <https://www.bancaetica.it/valutazione-socio-ambientale/> (2023年10月3日最終アクセス)

(注8) 公開している融資先情報については、顧客の同意を得られたものに限定しているケース、表示する項目が異なるなどのケースもある。

(注9) バンカエチカのウェブサイト <https://www.bancaetica.it/finanziamenti/> (2023年10月3日最終アクセス)

(注10) 全体版はBanca Etica (2022b)、英語版はBanca Etica (2022a)

(注11) Banca Etica (2022b) P.22

### 3 ソーシャルバンクから ソーシャルタクソノミー への論点提起

前節でみたような業務運営を行うソーシ

シャルバンクの視点からは、最終報告書で示されたソーシャルタクソミーはどのように見えているのか、簡単に整理してみたい。

### (1) ソーシャルタクソミーをめぐる動き

最終報告書の刊行以降、PSFのウェブサイト（注12）を見る限りソーシャルタクソミーに関する新たな情報は掲載されていない。Axelsson（2023）は、欧州委員会がソーシャルタクソミーのプロジェクトを棚上げにすると公式に確認したことはないが、23年中に欧州委員会が何らかのアクションを起こすとは考えにくいというPSFメンバーの意見を紹介している。作業が停滞している理由としては、「難しいから」「現在のタクソミーにはまだ修正すべき問題があるから」ということが指摘されている。

しかし、PSFの草案や最終報告書のなかでも、「ソーシャルタクソミーへの懸念」という項のもとに懸念事項がまとめられ、その困難さについても環境目標や基準は科学に基づくことができるが社会的目的はそうはいかないことが認識されていた。また今後検討すべき課題も多く提示されており、策定作業は容易ではなく、今後も継続した作業が必要であることは明確に示されていた。

作業が停滞している背景には、ロシアのウクライナ侵攻により深刻化するエネルギー危機に直面している欧州委員会がソーシャルタクソミー以外の取組みを優先していることが指摘されている（注13）。そもそ

も新型コロナウイルスの蔓延がソーシャルタクソミーの重要性を認識させることとなったのであれば、その後の社会情勢の変化で優先順位が変わってしまうことはありうる。また、環境タクソミーにおいて天然ガスと原子力が持続可能な経済活動として扱われるようになったことが、タクソミーの信頼性を損なったとも言われている。ソーシャルバンクも、「政府やロビー団体が、科学的基準ではなく、経済的あるいは地政学的な必要性に基づいて、ゴールポストを動かし、持続可能な活動により多くの活動を含めるために制限を緩めようとしている」（注14）と批判している。

（注12）PSFのウェブサイト [https://finance.ec.europa.eu/sustainable-finance/overview-sustainable-finance/platform-sustainable-finance\\_en](https://finance.ec.europa.eu/sustainable-finance/overview-sustainable-finance/platform-sustainable-finance_en)（2023年10月3日最終アクセス）

（注13）Meager（2022）

（注14）Biggeri, U., M.Meggiolaro, & D.Sorrosal, (2022) P.3

### (2) ソーシャルバンクからの論点提起

ソーシャルバンクは、サステナブルファイナンスへの取組みが開始されたことについては、従来の金融システムの多くが持続不可能であるとの認識に基づき、何が持続可能な金融を構成するのかについて、明確な定義を持つ必要があると考え歓迎していた。しかし当初からタクソミーのアプローチには限界があると考え、FEBEA名義で再考すべき点を示したポジションペーパー（注15）を21年6月に出していた。

EUのサステナブルファイナンス・アジェンダを効果的なものにするために、同ポジ

ションペーパーでは推奨事項として第3表に掲げる内容を指摘している。この内容は、PSFのソーシャルタクソノミーに関する最終報告書において実現されたとみなされていないようであり、前掲の22年のFEBEAのレポートでも同様の点が課題として指摘されている。

具体的には、金融機関が実体経済と結びつかず、投機を行ったりタックスヘイブンを利用したりすることも可能であること（第3表の2）。単一の商品を対象とすることから、持続可能な金融商品と非持続可能な金融商品を同時に扱うことも可能なこと（同3）。考慮されるべき有害な活動を特定することについての言及はあるものの、ソーシャルバンクのように投融資の対象外とする分野を定めるかどうかは明確でなく、その決定が業界のロビー活動や社会情勢によっても変化する可能性がありうることなどである（同5）。

加えて、より厳格なESG基準を採用する

サステナブルファイナンス商品は、相対的にリスクが高い商品であることが多く、リスク選好度の低い一般市民の貯蓄を動員するには不向きであると指摘されている（同8と関連）。

さらに、以下の点も言及されている。ソーシャルタクソノミーは国際的に認められた人権基準を枠組みとしているため、人権を尊重し、賃金を支払い、それに見合った税金を納め、市民や地域社会の福祉に貢献する企業の活動を社会的とみなす。そのため、欧州および国内の労働法と税法を遵守し、地域社会や環境に害を与えないEU内のほぼすべての企業が、何らかの形で「社会的」と主張することができる。他方で、ソーシャルバンクは、上述のような事業運営を行っているにもかかわらず、あらゆる産業に融資を行う他の銀行と同列に「社会的」とみなされる状況に陥ることも懸念されている。

（注15） European Federation of Ethical and

第3表 ポジションペーパー「真に持続可能な金融のために」での推奨事項

1	気候変動への影響に特に焦点を当てながら、すべての金融活動が経済的なものだけでなく、人々や地球にもたらす便益の評価を促進する
2	社会的結束と包摂的な成長を促進するため、実体経済と強く結び付き、長期的なコミットメントを刺激し、社会的経済と不利な立場にあるグループの金融包摂を支援する金融活動を推進・促進する
3	単一の商品の持続可能性だけでなく、金融組織のすべての金融活動の一貫性を確保する
4	金融仲介組織のすべての活動(ガバナンス、利益の分配先、報酬方針を含む)に関して、透明性の義務と特別な基準の採用を含める
5	持続可能でない活動の定義を含みソーシャルタクソノミーを明確に定義する、360度から理解される「持続可能性」に向けて動き出す
6	サステナブルファイナンス戦略の発展のために協議を受けるステークホルダーの中に、小規模で地域に根ざした倫理的な銀行や金融機関の代表を含める
7	サステナブルファイナンスの定義に適合しない金融仲介組織の活動やアプローチを明確に示す
8	エコロジカルトランジションを資金面で支援し市民の貯蓄を動員するため、サステナブルファイナンスとは何かについて、透明性と消費者に対する明確なコミュニケーションを促進する

資料 European Federation of Ethical and Alternative Banks and Financiers(2021) P.2~3

Alternative Banks and Financiers (2021) を指す。

## おわりに

以上みてきたとおり、ソーシャルタクソノミーには検討すべき課題が多く残されているが、EUの社会情勢などもあり、策定作業は後回しとなっているようである。3つの社会的目標のサブ目標のリストが「非網羅的」とされているように、社会が抱える課題をすべて網羅することは非常に困難である。国によって、また国内でも地域によって社会的な課題は異なるため、それをデータ等から一律に判断することは容易ではないだろう。

ソーシャルバンクの取組みをみると、銀行側が情報開示を行うことを前提とし、預金者や、協同組合の場合には組合員が投融资するプロジェクトをしっかりとチェックすることで「ウォッシュ」の防止が行われてきたと考えられる。こうしたボトムアップで行われるステークホルダーの積極的な関与と一律の基準設定の相反性も、ソーシャルタクソノミー策定の難しさの背景にあるのではないかと筆者は考えている。

基本に立ち返れば、ソーシャルタクソノミーを策定する目的は、社会的な課題に対応するために資金の流れを変えることである。その目的を達成するためには、別のアプローチも可能であり、FEBEAのレポートは「社会的で持続可能な経済に対するEUの支援はソーシャルタクソノミーだけではな

い。SEAPとInvestEUという2つのイニシアティブが2022年に始まった」(P.51)と述べている。

SEAPは21年12月に欧州委員会が提示した「社会的経済のための行動計画 (Social Economy Action Plan)」の略称である。社会的経済とは、協同組合、共済組合 (mutual benefit societies)、チャリティを含むアソシエーション、財団という4つのタイプの事業体を指す。また、社会的企業も一般に社会的経済の一部とみなされているが、国の状況に応じて様々な法的形態を採用している。欧州にはこれら社会的経済の事業体が約280万あり、1,360万人を雇用している。欧州委員会はその役割を高く評価しているが、加盟国内でも有給雇用に占める社会的経済の事業体の割合は0.6%から9.9%と差があり、社会的経済の発展度合いや認知状況は国によって大きく異なる。SEAP(21~30年)では、社会的経済の事業体の成長を支援するために①適切な枠組みの条件を作り出す、②機会(資金へのアクセスを含む)の拡大と能力開発を支援する、③社会的経済とその可能性に対する認識を高める、の3点に焦点を当てた60以上の行動が提示されている。

23年6月には、「社会的経済の枠組みの条件の整備について」という理事会勧告への提案(注16)が出され、税制、国家補助、公共調達、事業のライフサイクルに合わせた金融・非金融支援等について加盟国の政策決定者に対する推奨事項を示している。また、社会的経済の活動のインパクトの測

定や管理の実践を支援することも推奨されている。

同時に、行動の1つに挙げられていた、社会的経済に関連する情報をまとめたウェブサイト「Social Economy Gateway」(注17)も立ち上げられ、SEAPをはじめとするEU内のイニシアティブ、EUの資金プログラム、各国での助成や研究レポート、関連イベントなど様々な情報がみられるようになっていく。このサイトは、社会的経済の事業体を立ち上げようと考えている人、社会的経済の事業体で働いておりリソースを求めている人、さらに社会的経済のエコシステムの構築にとって鍵となる政策決定者等に有用な情報を一元的に提供することを目指している。

資金面については、特定の組織形態向けではないがプロジェクトの内容によって利用できるEUの資金プログラムが上述のウェブサイトでも詳しく紹介されている。FEBEAのレポートで言及されているInvestEUは、21年から27年の間に持続可能な投資、イノベーション、雇用創出を支援するEUの資金プログラムであり、事業内容に応じて社会的経済の事業体も活用できるもののほか、社会的企業向けには専用プログラム（保証等）も用意されている。

持続可能な社会を構築するという困難な課題に対応するためには、様々なアプローチをとることが必要になる。かねてより投融资における社会面、環境面、倫理面への効果を重視してきたソーシャルバンクの実践からは学べることも多い。また、どのよ

うな事業体が社会の課題に対応しているかを見極め、それを効果的に支援していくことも重要になろう。日本では、「社会的経済」という概念に基づいて政策的な支援がなされることがないため、SEAPによって欧州でどのような成果が出るかを注視していきたい。

(注16) European Commission (2023)

(注17) Social Economy Gatewayのウェブサイト  
[https://social-economy-gateway.ec.europa.eu/index\\_en](https://social-economy-gateway.ec.europa.eu/index_en) (2023年10月3日最終アクセス)

#### <参考文献>

- Axelsson, J., (2023), "EU Social Taxonomy: A Year On"  
<https://nordsip.com/2023/02/28/eu-social-taxonomy-a-year-on/> (2023年10月3日最終アクセス)
- Banca Etica (2022a), "Abstract of 2022 Impact Report"
- Banca Etica (2022b), "Report Di Impatto 2022 Impact Report"
- Biggeri, U., M.Meggiolaro, & D.Sorrosal, (2022), "Ethical Finance in Europe"  
<https://febea.org/5th-ethical-and-value-based-finance-in-europe-annual-report/> (2023年10月3日最終アクセス)
- European Commission (2021), "Building an economy that works for people: an action plan for the social economy"
- European Commission (2023), "Proposal for a COUNCIL RECOMMENDATION on developing social economy framework conditions", COM (2023) 316 final, 13 June
- European Federation of Ethical and Alternative Banks and Financiers (2021), "For a Truly Sustainable Finance That Combats Climate Change and Inequality"  
<https://febea.org/febea-position-paper-on-the-eu-sustainable-finance-strategy/> (2023年10月3日最終アクセス)
- Hilbrich, S., (2021), *What is social finance? Definitions by market participants, the EU taxonomy for sustainable activities, and implications for development policy*, Discussion Paper / Deutsches Institut für

Entwicklungspolitik

- Meager, E. (2022), “Why the social taxonomy is no longer an EU priority”  
<https://capitalmonitor.ai/regions/europe/why-social-taxonomy-no-longer-eu-priority/>  
(2023年10月3日最終アクセス)
- Migliorelli, M. (2021), “What Do We Mean by Sustainable Finance? Assessing Existing Frameworks and Policy Risks”, *Sustainability* 2021, 13, 975
- Platform on Sustainable Finance (2022), “Final Report on social Taxonomy”
- Platform on Sustainable Finance (2021), “Draft Report by Subgroup 4: Social Taxonomy”
- Triodos Bank (2022), “Triodos Bank Minimum standards”
- 重頭ユカリ (2010) 『ヨーロッパのソーシャルファイナンス』 総研レポート
- 重頭ユカリ (2022) 「欧州の協同組合銀行における

サステナブルファイナンスの取組み」『農林金融』11月号、2～19頁

- 高橋龍生 (2022) 「ソーシャルタクソミー—EUタクソミーは「社会」にまで拡大—」『日興リサーチレビュー-Research Clip』 2022年1月
- 高橋龍生 (2022) 「ソーシャルタクソミー最終報告書—社会的に持続可能な経済活動とは何か? その基準案が示される—」『日興リサーチレビュー-Research Clip』 2022年6月
- 駐日欧州連合代表部 (2020) 「新型コロナ危機下でEU経済を守る新支援策「SURE」」EU MAG Vol.79 <https://eumag.jp/behind/d0620/> (2023年10月3日最終アクセス)
- ヤレック・オルシューカ (2022) 「EUソーシャル・タクソミーの導入に向けて—長い道のりの第一歩—」『野村サステナビリティクォーターリー』 春号、12～17頁

(しげとう ゆかり)

